

「事前調査票」記載要領

〈概要〉

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の改正により、今後新興感染症※の発生及びまん延に備え、発生の初期段階から効果的に対策を講ずることができるよう、知事は、県内の医療機関と新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置等の協定（医療措置協定）を締結するものとされました。

また、県の策定する感染症に係る予防計画についても、記載事項を充実させることとされ、医療提供体制等に係る数値目標と設定することとされました。

本調査は、この医療措置協定の締結に向けた協議のための事前調査となります。本調査で御回答いただいた内容を踏まえて医療措置協定を締結することになりますが、県では、新型コロナ対応で確保した最大規模の体制を目指すこととしておりますので、御回答に当たっては、新型コロナの対応を念頭にさせていただきますようお願いいたします。

※新興感染症：感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

1 医療機関名等

- (1) 医療機関名、(2) 保険医療機関番号（10桁）、(3) 医療機関の住所、
- (4) 管理者の氏名、(5) 担当部署名、(6) 担当者名、
- (7) 電話番号及び(8) メールアドレスを御記入ください。

2 新型コロナ対応の実績確認

自宅療養者等への医療の提供及び個人防護具の備蓄の各項目について、新型コロナ対応を踏まえて御回答ください。

3 感染症法の協定締結の意向

新型コロナ対応の実績及びそれを踏まえた新興感染症発生・まん延時（流行初期以降（発生公表後6ヶ月まで）における対応の可否及び見込数等について御回答ください。

① 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設及び障害者施設について、自宅療養者等への医療提供（服薬指導（訪問しての服薬指導又はオンライン服薬指導）、薬剤の配送等）の可否及び最大の対応可能人数を御回答ください。また、健康観察の対応についても併せて御回答ください。

（注1）「健康観察の対応」については、新興感染症発生・まん延時に保健所が実施する自宅療養者等への健康観察業務の委託を受けることが可能な場合に対応可能として

② 個人防護具の備蓄（任意）

自院での個人防護具（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の備蓄の予定がある場合、備蓄予定の月数及び備蓄予定枚数について（〇か月分、〇枚のいずれも）、御回答ください。

医療措置協定では任意記載事項とされています。

（注2）個人防護具の備蓄は、平時においては物資を順次取り崩して、感染症対応以外の通常医療で使用するという、回転型での備蓄を推奨しています。

（注3）備蓄量は、5物資全部について一括して、新興感染症発生・まん延時におけるその施設の使用量2か月分以上で設定されることを推奨しています。

（注4）「新型コロナ発生・まん延時の消費量2か月分」は、新型コロナ対応における特定の感染の波における2か月分の消費量ではなく、令和3・4年を通じた平均的な値を入力してください。

また、施設全体としての使用量2か月分となります（感染症診療部門以外や、検査を実施するための使用量も含まれます。）。

（注5）N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

（注6）アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

（注7）フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨します。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。

（注8）G-MIS週次調査により判明した規模別・物資別の平均消費量（令和3・4年平均値）は別添のとおりですので、必要に応じて参考にしてください。